

〈厚生年金の支給開始年齢引き上げに伴い、特例退職者医療制度への加入可能年齢が変わります。〉

特例退職者医療制度への加入資格は、厚生年金の老齢(退職)年金の支給開始年齢に達した方で、以下、いずれかに該当している方が対象となります。

1. 日本アイ・ビー・エム健康保険組合の被保険者であった期間が20年以上ある方
2. 40歳になった月以降に、日本アイ・ビー・エム健康保険組合の被保険者であった期間が10年以上ある方

生年月日ごとにおける老齢厚生年金支給開始年齢と特例退職者医療制度に加入することができる年齢については、下記一覧をご確認ください。

生年月日ごとにおける老齢厚生年金(報酬比例部分)支給開始年齢と特例退職者医療制度加入可能年齢一覧

支給開始年齢 生年月日	男性						女性					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
～S28/4/1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
S28/4/2～S29/4/1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
S29/4/2～S30/4/1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
S30/4/2～S31/4/1			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
S31/4/2～S32/4/1			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
S32/4/2～S33/4/1				○	○	○	○	○	○	○	○	○
S33/4/2～S34/4/1				○	○	○		○	○	○	○	○
S34/4/2～S35/4/1					○	○		○	○	○	○	○
S35/4/2～S36/4/1					○	○			○	○	○	○
S36/4/2～S37/4/1						○			○	○	○	○
S37/4/2～S38/4/1						○				○	○	○
S38/4/2～S39/4/1						○				○	○	○
S39/4/2～S40/4/1						○					○	○
S40/4/2～S41/4/1						○					○	○
S41/4/2～						○						○

注)老齢厚生年金の支給開始年齢に達するまでは、任意継続被保険者制度(最大2年間)に加入するか、国民健康保険に加入いただくこととなります。